

彌生式土器と北九州（二、完）：細線鋸齒絞鏡の新 古

山本，博

<https://doi.org/10.15017/2344441>

出版情報：史淵. 5, pp.74-87, 1932-12-15. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

彌生式土器と北九州 (二、完)

— 細線鋸齒紋鏡の新古 —

山 本 博

C、細線鋸齒紋鏡背紋と新古觀

現今までに明らかとなつた細紋鏡出土例は、故高橋健自博士が「考古學雜誌」(19の3)に掲げられた六例七面であつた。

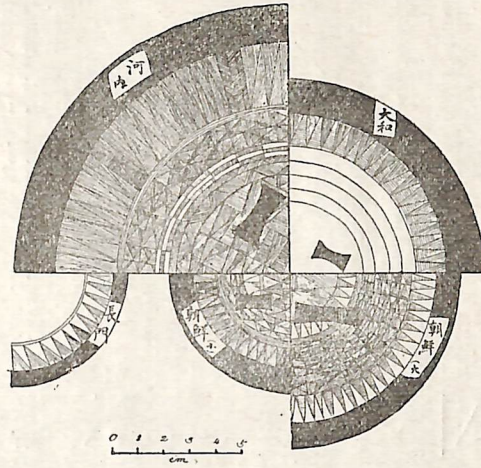
- | | | | | |
|---------|----|-----|-------|-------|
| 1、長門富任 | 一面 | 三鈕 | 考古學雜誌 | 5の7 |
| 2、大和名柄 | 一面 | 二鈕 | 同誌 | 8の11 |
| 3、朝鮮入室里 | 一面 | 不明 | 同誌 | 13の11 |
| 4、シベリヤ | 一面 | 不明 | 東日新聞 | 昭和三年 |
| 5、河内大縣 | 一面 | 二鈕 | 考古學雜誌 | 18の12 |
| 6、朝鮮反川里 | 二面 | 各二鈕 | 同誌 | 19の3 |

シベリヤの例は不幸にして如何なる背紋かを知り得なかつた。そして入室里の例は徑と鈕位置と鈕紋を知り得

なかつた爲めこの二例を第十三圖から除外せざるを得なかつた。(たゞ入室里の例については、後に比較する。)

圖三十第

紋背と成集の鏡絲齒鈕線細種各



細紋鏡の特徴は屢指摘された所にして即ち蒲鉾紋、多鈕、細線と鋸齒紋、或は本型の使用、支那鏡との無關係などであるが、吾人は特に鋸齒紋が屢「内行」と稱せらるゝことの是非と、多鈕の位置の變化、及び細線を以て組織された背紋の種類を顧みて其の新古を考へ次に遠賀式土器との關係を述べたい。

第十三圖に示した諸鏡の四分一圖のうち大和例は内部の背紋磨滅して明瞭を缺き、長門例は現存諸例中の最小型なる上に幾多の破片となり、且つ内部の背紋組成知り難く、圖示しなかつた入室里例も亦前述の如く、従つて河内及び反川里の三面より先づその特徴を見る

であらう。

河内例を見るに蒲鉾紋に接して、支那鏡の外區に當る部分に複合鋸齒紋の連繫帯を見るが、吾人はこの連繫帯中に二種の異なる紋様を認める。假に名づけて次の二つとす、

一、不整羽狀紋

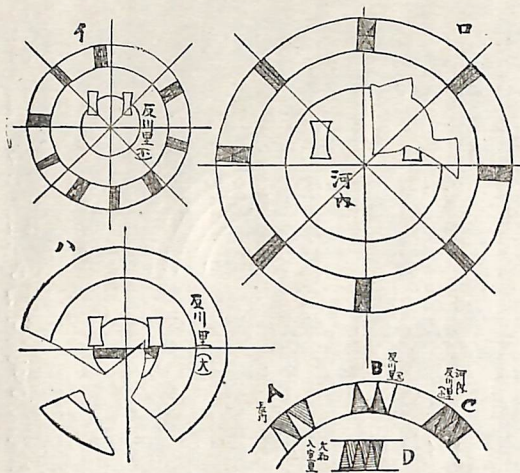
彌生式土器と北九州

二、二段組み複合鋸齒紋

即ち前者は圖中の右の方に四條の縦線を引き右二線内の斜線の方向を一致せしめた不整羽狀紋を指し、後者は左の方に二條の縦線とその中央に一横線を劃し、上下に各複合せる鋸齒紋三箇宛つ施したるものを云ふ。後者は更に斜行細線の二つの鋸齒紋と一つの平行細線を以て組み立てられてゐる。

是等二種の異紋が河内例に存するは、或は既に學者の留意せし點であらうが、未だ公表されたるを知らざれば、卑見を開陳して博雅の叱正を乞はんと思ふ。

圖四十第
置位のと紋異の紋背紋齒紋線細



河内例に於ける二種の異紋は、夫々概ね對角に當る部分に四箇宛つ存在し、その位置を直線にて連絡すれば不整十文字となり、一直線上に置かれてゐない。二段組み複合鋸齒紋は四つ共大差なく同一の構成を示すが、不整羽狀紋は四つのうち一つのみが右述の特徴を示し、他の三つは此れと異なる。即ち、第十四圖に示した所を以て云へば、既述のものが三帯の羽狀紋（正しく云へば斜行櫛齒紋帯の三つの組み合せ）のうち右の二帯を同方向にして左端の一帯と合して不整羽狀紋を成してゐるに反し、他の三つは何れも組合せに於いて

幾何學的配置を具現してゐた、しかしながら夫々の方向を異ならしめて三帯を以て一つの紋様を組成したとは云へ、嚴密に云へば、羽紋狀たるには一帯多きに過ぎてゐる、斯かる不整羽紋を以て此の鏡の原則なりとしても、最初に指摘した一紋は、明らかに異ならしむべき方向を中央帯と方向を一にした點に、紋様の亂れを示してゐる。従つて支那鏡の外區に當る所に二種の異紋が複合鋸齒連繫帶に介在して合計八ヶ所存在するを認め得た。

次に朝鮮反川里出土の大小二面を見るに、大鏡には右の特徴なく、小鏡に於いて河内と略類似の例を見得た。即ち反川里小鏡の所謂外區を熟視するに、第十四圖イに示した構紋配置を見、不整羽紋は河内例と殆んど共通し、河内例の一ヶ所に見得た亂れも此處にはないが、二段組み複合鋸齒紋は二つ宛つ肩を並べ、重複二段組み複合鋸齒紋を構成してゐた。而して此の異紋の數は、五つを數へ、而も此れら二種の異紋を直線を以て區劃するに第十四圖イの如く、換言すれば外區の鋸齒紋帯内にこれらの紋様を配置するに當つて、必ずしも斯かる異紋を以て鏡面配紋を區劃せんとしたとは考へ難き配置であつた。若し、しかしながら、イ圖に於いて斜右上の空白部に不整羽紋が省略又は忘れられてゐるとしても、配置の構想が一つ宛模様を異ならしめた點に區劃の意志有りたるならんと推察せしむるにとゞまり、直線を以て此れらを仕切れば、二種の紋様が正對角線に在らざるを否定し難く、河内例の如く比較的注意された配置を見ることが出來ない。

右述の如き特徴を持つ細紋鏡は河内の一面と反川里の小鏡の一面に過ぎないが、此の配紋と直接關係あるかの如く考へられるものに、次に述ぶる反川里大鏡の配紋がある。

反川里の大型例は一部分被推せるも、支那鏡の鉗座に當る部分、即ち最内圓の紋様を見るに、双鉗に内接して

斜行細線と平行細線の鋸齒紋が配置され、その概ね中央部即ち双鈕の下端に當る所に二條の平行横線が在り、その内部に既に假稱した二段組み複合鋸齒紋帯が配されてゐる。この一帯は上部（下部は破損缺損の爲め明言し難きも上部と同様なること一部分残存するものより推察し得る）の鋸齒紋と異ること一見して知り得る所なるが、斯の一帯を鈕座に有する鏡が、既述の異紋を外區に缺く點を注目されねばならぬ。若し推察が許されるならば、鈕座の此の異紋は外區の異紋と配紋上の關連が有るのではないかと云ふことである。他の諸鏡について此の事實を確かめんとすれども、磨滅又は破損の爲め詳らかにし得ないのを遺憾とし、ただ右の事實を指摘するにとどまる。

吾人が更に留意せるは、此の種の細紋鏡が「内行鋸齒紋」と呼ばれたことの是非である。シベリヤの一面を除き第十三圖に示した諸鏡と、圖示しなかつた入室里の例の外區を見るに、此れらの鋸齒紋には第十四圖の右下に圖示した凡そ四つの種類を認める。而して若し「内行」と呼ぶことが正しいとするならば、四種の如何なる鋸齒紋を指すのであらうか。此の名稱を生むに至つた長門、大和の鏡が既に異なる鋸齒紋たること第十四圖A及びDに示す如く、細線に斜行と平行の差こそあれ鋸齒の尖端は内外兩面に向いてゐる。若し、諸鏡外區の細線を持つ鋸齒紋帯に依りその方向を示せば

長門

内行

大和

複合

入室里

複合

河内

複合

反川里(大)

外行

反川里(小)

複合

と成り、明らかに内行鋸齒紋と稱し得るものは唯だ長門の一例に過ぎぬではないか。従つて細紋鏡の鋸齒紋を以て一概に内行と稱するは改められねばならぬ。故高橋博士も此の事實に注意されたか、「考古學雜誌」(19の3)に發表された細紋鏡關係の最後の論文では、「内行問題」には一言も觸れてゐられなかつた。

鈕にも亦特徴が有つた。鈕數に二つ又は三つを數へるが、吾人は更に次の事實を指摘する。河内と大和の例(大和例は磨滅の爲め明言の限りではないが)、特に河内例は明らかに鈕位置が最内圓の内部に在るを認める。然るに他の例に於いては鈕位置が外方に進み最内圓より外に出で、甚だしきは殆んど内圓を脱出せんとする反川里(大)例すらを認めることが出来る。長門例は三鈕のうち二鈕は更に前進して外區の内行鈕齒紋帯にまで喰ひ込む、これ三鈕なる事實と鏡徑の最も小なる事實とに依るとはいへ、反川里小型、反川里大型、大和、河内の順に鏡徑の大となるに従つて、鈕位置が漸次最内圓に集中せる事實を認めなければならぬ。

細紋鏡を構成する主要配紋が鋸齒紋に在ること否定し難く、凡ての鏡が、全部鋸齒紋を利用配置せる事實はこれを立證して餘りあるが、更に進んで他の使用紋を見るに、殆んど各種の紋を配置せる河内例では、先づ外區に於ける既述の異紋二種が有り、次に四條の同心圓を見る。(反川里小鏡には八條の同心圓が施されてゐる)。その内圓に二帶の複合鋸齒紋が横行に配され、次に三條を以て一帯とする矩形元祿紋帯、次に格子紋(網目紋)帯、

次に略ぼ三角形に近い複合鋸齒紋帯が配されてゐる。河内例は細紋鏡全部に普遍する紋様を持つを以てこれによつて諸紋を摘記するに

- 1、複合鋸齒紋帯
- 2、二段組み複合鋸齒紋
- 3、不整羽狀紋
- 4、四條同心圓紋帯
- 5、横行複合鋸齒紋帯
- 6、矩形元祿紋帯
- 7、格子紋帯

の七種を認め、尙一二の異紋（反川里の例）も認め得るが、要之、鋸齒、羽狀、同心圓、格子、元祿の五つが或る時は獨立し、或る時は複合し、連繫して細紋鏡の主要配紋と成つてゐたのであつた。

以上各種の方面より觀察した細紋鏡より、然らば何れの形式鏡を以て新とし古とするかの問題に到達する。細紋鏡新古論は同時に伴出遺物の新古論を念頭に置くを要し、遽かに決し難きものであるが、伴出物のうち特に銚劍については幸にも高橋博士が「銅銚銅劍の研究」に於いて、銚劍の狭鋒小形を以て實用、古式と斷じられたれば當面の参考と成ること云ふまでもなく、今一つの伴出物たる銅鐸については、小形を古式とする學者と、大型を古式とする學者のあつて未だ定説なきが如く成れども、小形を古式とし大形を非實用新式とする傾き學界に行

はるゝやに聞く、従つて右の通説を想起しつゝ細紋鏡を見るに（此の外伴出青銅器は二三ある如くなれど詳らか
にその年代を知らざれば除外す）、伴出遺物には次の如きものが有つた。

1、長門

細形銅劍

2、大和

小形銅鐸

3、入室里

狭鋒銅鉞、クリス型細形銅劍

4、シベリヤ

銅劍(?)

四例を通じ明らかなるは長門、大和、入室の三例に過ぎざれども、亦別に細紋鏡を伴はずして、銅鐸と銅劍の出
上した例あり、是等が或る一年代に於いて併存したること高橋博士及び多くの學者の認むる所なれば饒言の要な
く、而して右の伴出物を見るに、普通に認めて古式と稱する青銅器があつた。とすれば細紋鏡の盛行年代も亦青
銅武器の實用時代に在りしこと疑ひ得ないが、細紋鏡それ自體の變化を見ればその間多少の年代的間隔があつた
かに考へられる。

既述の如く外區に於ける異紋の配置は河内と反川里小鏡の二面に認めるに過ぎなかつたが、反川里では更に最
内圓に一條の異紋帯有る大型例を伴ひ、此の兩者は正に同一年代に在りしこと疑ふの餘地を見ない。然らば河内
例と反川里例の二種は同一年代と推定し得るや。これを否定せしむるものは外區に於ける異紋の表現する相違、
即ち二種の異紋の數と配置法の亂れと更に鈕の位置である。外區の異紋二種は反川里小鏡に於いて最も甚だし
く、配置と數に一定の標準を認め得ない上に鈕位置は最内圓より外に進出するに反し、河内例に於いては異紋の

二種共概ね四方に配され、不正確であるとは云へ四分之一を以て全鏡の背紋を復原せしむべきまで整備し而も鈕位置は最内圓の内部に集中されてゐる。

もとより鈕數の多少も亦年代に關係あるかの如く、長門の三鈕鏡は他例より一鈕多きことゝ其の位置の外に、極めて小型たる事實と、破片を集中して、求め得た構成背紋は、河内例の如き格子紋や元祿帯の如きもの片影もなく、如何に簡單なる構想を示せるかを知るであらう。斯かる論據を以て吾人は諸例のうち長門を以て最古とし、反川里の二面これに次ぎ、大和、河内は新しく、特に河内例は諸鏡のうち最も新しかるべきを推察したのであつた。大和例を河内より稍古かるべしと考へ、反川里より新しかるべしと推察したるは河内に比して外區の異紋の有無、反川里に比して鈕位置の外内に依る。もとより外區の異紋のみを以て大和例を云爲するは反川里(小)に抵觸するかのみ、こは全く鈕位置の比較にも依る。

細紋鏡の新古は、右の外成分、縁幅、その他の注目點もあるべけれど、以上主として吾人は長門を最古とし、河内を最新ならんと推測したい。斯の如く、大和例を河内例に近からしめた結果、伴出の小銅鐸は自から他の伴出物より新らしかるべき事となるも、細紋鏡それ自體の背紋の變化は、吾人の認めたる古式より新式に至る間に長年月を要せりとは考へ難い。

細紋鏡が古鏡上特殊の地位に在ること既に定説があり、支那鏡と系統を異にすべきも屢説かれてゐた。然らばこの鏡を以つて何れの系統と見るか。故高橋博士は「銅鉞銅劍の研究」及び「考古學雜誌(19の3)」に於いて北アジヤに出所を求められ、後者では更に「切言すれば、前漢鏡以前或地方にその源泉となるべきものがあつて、

一は即ち前漢鏡を完成し、他は即ち問題の鏡製を産み出したのではあるまいかと想はれるのである。更に換言すれば漢鏡と多鈕細線文鏡とは親子關係を有つものではなく、兩者共同の母型から分派した従兄弟の間柄にあるものと考へられるのである。」(19の3)と見られてゐた。支那鏡の普遍形式を知る者はこれに反對し難く博士の考察の中心は支那鏡と共祖なりとするに在つた。本鏡の特殊な配紋は既に故富岡謙藏氏の注目も見られ、特に鈴鏡に見らるゝ鋸齒紋を留意されてゐた(「民族と歴史」3の3)。同氏の「古鏡の研究」(圖版92の12、93の4)を見るに上野國森下古墳出土五鈴鏡と伊賀國千歳古墳出土六鈴鏡に於いて、第十一圖に示した河内例の最内圓に外接する鋸齒紋帯と一致する鋸齒紋帯の存在を見る。支那鏡に未だ本鏡との連絡を承認すべき鋸線鋸齒紋なきに拘はらず、何故、鈴鏡に斯の類例が見られ(更に双鈕の鈴鏡さへ存在すると聞いてゐる)るか。果して鈴鏡の源流が何故に認めらるや明らかにし難いとはいへ、富岡氏が「少くも従來出土のもの、悉く日本製作なるを認め」(「民族と歴史」3の3)られたことを心に入れて、細紋鏡がシベリヤより朝鮮、長門、河内、大和に見出されたる事實を想ひ、恰もこれと連絡するかの如く鈴鏡の分布が「寧ろ畿内以外の地域、殊に東方に多」(同誌3の3)く見出さるゝは其處に何等かの暗示が有るかの様に考へる。

鈴鏡には明らかに支那鏡の影響を認め得るものが有り、同時に細紋鏡の系統も在り、加之、支那鏡配紋を日本化した姿も認め得る。而るに細紋鏡には未だ支那鏡の影響を物語る表現なく、敢て河内例が背紋を四分の一にて復原せしめ得る如き觀を示すも、これを以て直ちに彼の影響なりとは認め難く、河内例の四分法は反川里(小)例の當然の進歩にして、獨特の配紋法を繼受してゐたと考ふることの妥當なるを信ずる。従つて高橋博士が細紋

鏡と漢鏡を共同祖鏡より出でたりとするの正鶴に庶幾かるべきを考ふるも、吾人は細紋鏡の流れを正統と考へ、その分派に支那鏡を生し、而も異常の發達を遂げたりと推察するものである。即ち漢鏡の古式に細線地紋の諸鏡が存在し、それらが間もなく漢鏡特有の紋様に發達し、正統の細紋鏡の流れは朝鮮より日本に入り、分派の漢鏡と日本に於いて合體したるに非ずやと考へる。もとより尙幾多の問題もあり遽かに決定し難きも、要するに細線鋸齒紋鏡には新古の別あること、その考案を掲げて叱正を乞はんことを願ふと共に、本鏡紋様の種類變化を願ひしつゝ次に遠賀式土器との關係を願ひたい。

三 結 論

遠賀式有紋土器類似の有紋破片が敢て遠賀川畔の一遺跡に限らず、僅少なから御床新町式分布範圍にも見らるゝこと既に中山先生の高説に見られ、吾人も亦有力な數例を認め得たのであつたが、もとより遠賀の如く豊富ではなかつた。従つて中山先生は彌生式に二つの系統有るべきを提唱され、御床新町式の如き従來より北九州に發見されてゐた彌生式系を「第一系」と呼ばれ、遠賀式を「第二系」彌生式と稱されたのであつた。吾人も亦此の分類に倣ひ、以下此の名稱を以つて兩者の區別に使用する。

既述の如く第二系即ち遠賀式有紋土器に表現された諸種の紋様を以て、第一系との連絡はもとより求め難く、却つて金屬器の細紋鏡に全く同一構想を見出すことが出来たのであつた。金屬器と土製との素材には明らかに大きな隔たりありと雖も、第二系遺物は既述の如く金石併用期のものたること大過なき推察であり、金屬器のうち

銚、劍も亦此の期に入るは中山先生高橋博士その他多くの承認する所であり、これと伴出した細紋鏡、銅鐸も亦概ね同時代或は相去る遠からざる時代のものたるや極めて當然の推察であらう。況んや中山先生の指摘ありたる如く、銚、劍、鐸に第二系の紋様及び細紋鏡の紋様ある事實を知らば、其處に否定し難い有機的關係の存在を首肯しなければならぬ。これ當に青銅文化の源流を推察すべき手段たるにとゞまらず、北九州の一角にその文化の流れありしを推察せしめ、鐸、銚、劍、鏡と第二系及び第一系彌生式土器との關係を暗示する。

考古學界多年の疑問、古代土器系統論を回顧し、第二系土器の出現と、中山先生の高説を拜聴するに及び、何が故に彌生式土器系統論が行き惱みのまゝ現在に及べるかの理由を明確に知り得た。「原始繩紋土器」疑似繩紋土器、或は繩紋土器そのものゝ研究は、聽ては明らかとなるべく、これを朝鮮に求めんには、朝鮮に近接した地方に特に彌生式土器の濃厚な分布を見る事實と、朝鮮に未だ一箇の破片なき事實が、明らかにその不可能を物語り、更に、原始繩紋土器の近畿に於ける古きを説かんが爲めにも亦九州土器の説明に困難を見るべく、今や、繩紋彌生式の兩土器は第二系の出現に依つて再吟味が必要とあり、兩者の混合遺跡を闡明するに重要な手がかりを得たと考へ得る。

濱田博士が繩彌一元論を以て單一視せんと試みられたに反し、中山先生は嚴然非一元論であり、今や彌生式にも二つの系統ありと首唱され、問題は多岐多端なるが如く、その實先生の聲咳に接し高見を仰ぐに、最早や成算胸中に在るものゝ如く、公表の一日も早からんことを願ふものである。

日本民族の成立に數種の系統と時代の前後あらんこと、古文獻にもほのかに見え、又然るの當然なるを考ふる

時、繩彌兩系の何れが古きやは勿論問題たるべく、先生に依つて提唱された第二系の出現にも亦問題と成るであらう。第一系、第二系の新古論と、青銅文化は此の何れに關係ありやが今や新らしき問題であつた。此の究明が從來の年代觀に一波紋を投ずるは豫測に難からざる所にして、十數年の實査にも拘はらず第一系分布地域に、今回發見の第二系の如き濃密有紋土器の分布なかりしことと、第一系圏内に於いて往々齋瓮を伴出することであつた。然るに遠賀川では遂に確實な齋瓮の伴出なく、齋瓮の有無と齋瓮そのものゝ年代は次に生ずべき問題の一つたると共に、年代推定上の一手がかりたるを失はない。

吾人が遠賀川遺跡に注目した一つの點は磨製石鏃の伴出であつた。北九州に於ける磨製石鏃の出土は「出雲上代玉作遺物の研究」に掲げられた所を見るに、筑前では鞍手郡木月と糟屋郡江辻の二例に今回の例を加へて三ヶ所に過ぎず、而も江辻の例は、全く石鏃と云はんより小石劍とも云ふべき形にして他に類例なき變形たるを想へば、磨製石鏃の發見例はむしろ遠賀川附近に集れるを知らう。更に九州に於ける他の出土例を求むるに、豊前、豊後、日向、薩摩、特に豊後と日向に濃布し、東九州に偏せる事實を如何に解釋するか。即ち東九州では北の端から南端へかけて存在する磨製石鏃が何故西九州に存在しないか。繩紋彌生の兩式を以て云へば、南北九州に分割することの便宜を知るも、磨製石鏃の分布を見れば東西兩九州に分割することも強ち不可能、無用の方法でもあるまゝ。

九州全體には繩紋土器も彌生式土器も分布し、或地方では兩者の混合も在つて、土器論の九州より産まれて然るべき理由も充分に見られる、たとひ中山先生の繩彌土器の別系統論及び彌生式二系統存在論が單に一箇の見解

にとどまるとしても、一元論を以て解決し難き九州の分布状態を如何に解くか。

(一九三二・三・一〇)

卑稿の根底は負ふ所中山先生の高説に在ること、文中明言の如く、謹んで謝意を表すると共に、細紋鏡の新古に關しては、吾人の考察を披瀝して博雅の叱正を乞はんことを願ふものである。